

災害対応法制の見直しに関する取組の経緯及び「指定制度」(仮称)について

1 災害救助権限移譲等に係る主な要請の経緯

- 平成 8 年 11 月 『地方分権推進に関する指定都市の意見』
※阪神・淡路大震災を踏まえた要請
- 平成 26 年 5 月 『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』
※東日本大震災を踏まえ、災害復興部会での議論を経て要請
- 平成 26 年 地方分権に関する提案募集（指定都市市長会共同提案）
⇒平成 27 年 1 月 閣議決定
救助事務の委任は現行規定上も可能。予め都道府県・市町村間で十分調整し、委任の内容・場合を定めておくことが有効
- 平成 28 年 救助権限の移譲等について要請又は意見表明
6 月・7 月・11 月 ※熊本地震の発生を機とした要請
- 平成 29 年 9 月～11 月 全政令指定都市市議会による災害時の法制度に関する見直しを求める意見書議決

2 内閣府主催「実務検討会」開催状況及び「指定制度」(仮称)

- 平成 28 年 12～平成 29 年 6 月 災害救助に関する実務検討会（第 1～2 回）
- 平成 29 年 2～4 月 災害救助に関する実務検討会作業グループ（第 1～3 回）
- 平成 29 年 11 月 9 日 災害救助に関する実務検討会（第 3 回）
・内閣府による「指定制度」(仮称)の提案
- 平成 29 年 11 月 30 日 災害救助に関する実務検討会（第 4 回）
・全国知事会側からの質問に関する内閣府からの回答
- 平成 29 年 12 月 14 日 災害救助に関する実務検討会（第 5 回）
・内閣府より法改正に言及した最終報告

「指定制度」(仮称)に係る内閣府見解等

【趣旨】

都道府県と同等の災害対応能力を持ち、権限移譲を希望する指定都市で、基準に適合するものを内閣総理大臣が指定し、災害救助法の主体とするもの。

【提案の背景・理由】

- 指定都市は、指定都市が都市としての諸機能、規模能力等において格別の実態を有するため、都道府県事務の全部又は一部を処理することができるもの。
- 指定都市は、自治制度上の事務権限等に各々差異はないが、包括道府県との関係に都市によって差異がある。
- 事務委任により対応が可能なものは積極的に事務委任を行うが、事務委任のみでは大規模災害において限界が発生する。



評価

○20 市一律に即時に権限移譲するものではないものの、権限移譲を希望する指定都市が救助主体になり得る枠組みであることを評価し、その方向性に賛同の立場。

⇒ 今後、指定都市市長会としては、法改正に備え、各種調整等に臨んでいくこととする。